

別添

番号	公文書名	根拠規定	非開示理由 ※【】内は非開示箇所
1	東京都立高等学校入学 者選抜英語 検査改善検 討委員会（第 〇回）	東京都情報公 開条例第7条 第3号及び第 6号	<p>【1ページ11行目及び12行目までの報道機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該情報を公にすることにより、取材を行った報道機関が特定され、当該報道機関がどのような取材を行っているかが明らかとなってしまい、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）</li> </ul> <p>【委員の発言内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本委員会は、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているものであり、委員の発言内容について公にすることが前提となると、当たり障りのない発言や議論となり、自由かつ率直な意見交換により本質的な検討を行う本委員会の設置目的が果たせず、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</li> </ul>
2	東京都立高等学校入学 者選抜英語 検査改善検 討委員会（第 〇回）	東京都情報公 開条例第7条 第3号及び第 6号	<p>【1ページ17行目の報道機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該情報を公にすることにより、取材を行った報道機関が特定され、当該報道機関がどのような取材を行っているかが明らかとなってしまい、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）</li> </ul> <p>【委員の発言内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本委員会は、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているものであり、委員の発言内容について公にすることが前提となると、当たり障りのない発言や議論となり、自由かつ率直な意見交換により本質的な検討を行う本委員会の設置目的が果たせず、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</li> </ul> <p>【39ページ21行目から40ページ2行目までの事務局職員の発言内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該情報は、内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</li> </ul>
3	東京都立高等学校入学 者選抜英語 検査改善検 討委員会（第 〇回）	東京都情報公 開条例第7条 第6号	<p>【委員の発言内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本委員会は、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているものであり、委員の発言内容について公にすることが前提となると、当たり障りのない発言や議論となり、自由かつ率直な意見交換により本質的な検討を行う本委員会の設置目的が果たせず、事業の適正な遂行</li> </ul>

			<p>に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</p> <p><b>【24ページ16行目から24行目までの事務局職員の発言内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該情報は、内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</li> </ul>
4	東京都立高等学校入学 者選抜英語 検査改善検 討委員会（第 〇回）	東京都情報公 開条例第7条 第3号及び第 6号	<p><b>【1ページ10行目及び11行目の報道機関名】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該情報を公にすることにより、取材を行った報道機関が特定され、当該報道機関がどのような取材を行っているかが明らかとなってしまい、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）</li> </ul> <p><b>【委員の発言内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本委員会は、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているものであり、委員の発言内容について公にすることが前提となると、当たり障りのない発言や議論となり、自由かつ率直な意見交換により本質的な検討を行う本委員会の設置目的が果たせず、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</li> </ul>